



このマークが  
目印です！

商品を入れた容器や包装物で、プラスチック製の  
ものです。

プラマークがついているものが対象です。

## ◎カップ・パック類

発泡スチロール製のカップめん、弁当の  
容器、食品や日用品のパックなど



## ◎ポリ袋・ラップ類

食品や日用品のプラスチック製の包みや  
袋、ラップ

※ はがれない値札などのシールは、その  
ままで出してもかまいません。



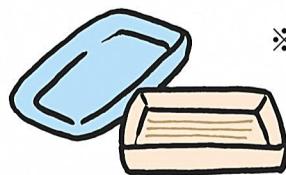
## ◎ボトル類

食品や日用品のプラスチック製のボトル



## ◎トレイ類(色・ガラ付きトレイ)

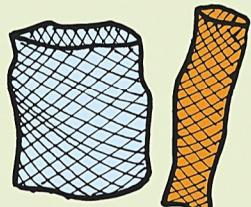
肉、魚、野菜、惣菜などの販売用トレイ



※ 白色トレイは、スーパー  
の店頭回収へ出してく  
ださい。

## ◎ネット類

食品のプラスチック製  
の網、ネット



## ◎チューブ類



食品や日用品のプラスチック製  
のチューブ

※ 汚れが取れないものは「燃え  
るごみ」へ出してください。

## ◎緩衝材類

発泡スチロール、気泡緩衝材(プチプチ)など



※ 発泡スチロールは細かく碎いて出してください。

## ◎キャップ類

ペットボトル、容器  
などのプラスチッ  
ク製のキャップ



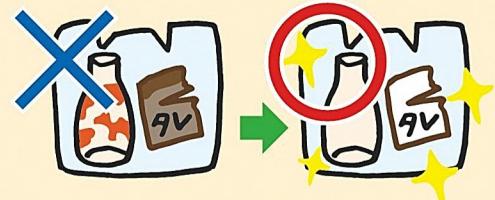
# 出す時の注意

## ① プラマークがついているか確認してください。

- 内袋やトレイなど個々に表示がなく、外袋にまとめて表示してあるものもあります。

## ② 中身を使い切り、汚れを取り除いてください。

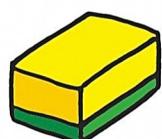
- 汚れのついているものは、水で軽くすすぐか布や紙で拭き取るなどしてください。
- 汚れたものはリサイクルできないため、汚れが簡単に取れない場合は「燃えるごみ」へ出してください。



## ③ 中身が見える袋に入れて出してください。

- 乳白色の袋は中が見えないため回収されません。

× 出せないもの（（ プラマークのない  
プラスチック製品）） → 燃えるごみ



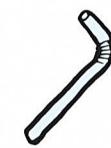
スponジ



洗面器・バケツ



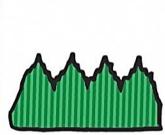
歯ブラシ



ストロー



スプーン  
フォーク



バラン



タッパー



ゴム手袋



文房具



CD・DVD  
(ケースを含む)



カセット・ビデオテープ  
(ケースを含む)



梱包用バンド  
ビニールひも



プラスチック製  
のおもちゃ

※ 電気・電池で動くものは、小型家電です。



クリーニングの袋  
(商品でないものの包装)

※ プラマークがついているものもあります。  
※ ハンガーの処理については、分別早見表(21ページ)を参照

## どうしてプラスチック製の商品(製品)は集めないの?

「容器包装リサイクル法」では、商品を入れたもの（=容器）や包んだもの（=包装）をリサイクルの対象としています。プラスチック製であっても、おもちゃやバケツ・ストローなどの「商品(製品)」は令和3年10月現在、法律の対象外です。容器包装と合わせたりサイクルができないため、見附市では「燃えるごみ」として収集しています。